

やまと事務所 News No. 63

今回の menu

I. 雇用保険料率変更 II. 3つの手続き III. 健康診断
IV. 育児休業制度改正 V. インボイス制度

I. 雇用保険料率変更

◎雇用保険料率引き上げ(令和4年10月1日～)

新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金・失業給付の特例措置等が行われ財政が逼迫している為、雇用安定事業の安定的な財政運営確保の措置として、令和4年度は雇用保険料率が二段階にて引き上げ、10月1日以降、労働者及び事業主負担の更なる変更が実施されます。

	(R4.4～)労働者負担	(R4.10～)労働者負担	(R4.10～)事業主負担	(R4.10～)雇用保険料率 (労働者+事業主分)
一般	3/1000	5/1000	8.5/1000	13.5/1000
農林水産	4/1000	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
建設	4/1000	6/1000	10.5/1000	16.5/1000

II. 3つの手続き…大切な3つの手続きを今年もお忘れなく!

●労働保険 年度更新

申告・納期限: **7月11日(月)**

新年度の概算保険料、前年度の保険料を清算する為の確定保険料の申告納付手続きです。令和3年4月1日～令和4年3月31日までに使用した労働者に支払われる賃金の総額に労災・雇用保険料率、一般拠出金の料率を乗じて計算します。尚、今年度は年度途中で雇用保険料率に変更されます。4～9月分、10～3月分に分けて概算保険料を計算します。ご注意ください。

～参考～ 口座振替のお申し込みを頂くと納期限は最大 59 日余裕が出ます。振替依頼書は厚生労働省のHPよりダウンロードできます。ご利用下さい。

●源泉所得税 納付

納期限: **7月11日(月)**

原則、給与・報酬にかかる源泉所得税は翌月 10 日までに納付しますが、常時給与支払が 10 人未満の事業者は、納期の特例届出を提出することで、特例が適用されます。特例の納期限は 1 年に 2 回となり、7/11 と翌年 1/20 です。期限に間に合う様に納付願います。

●社会保険 算定基礎届

原則: **7月11日(月)**

毎年 7 月 1 日現在在籍の労働者(被保険者)について、4～6 月に支払われた給料額を年金事務所に届出ます。届出により 9 月から 1 年間の健康保険・厚生年金の保険料が決まります。年 1 回算定基礎届を提出することで、報酬と保険料が大きくかけ離れない様、調整されることとなります。

Ⅲ. 健康診断



◎健康診断を受けましょう！ 受けさせましょう！

労働安全衛生法に基づき事業主は、**雇入れ時と1年以内ごとに1回**の医師による一般健康診断を実施しなければなりません。

一般健康診断の対象者

区 分		健康診断受診の有無
正社員		義務
※ パート タイマー	所定労働時間が 3/4 以上(目安 社保加入者)	義務
	所定労働時間が 1/2 以上(目安 雇用加入者)	実施が望ましい
	所定労働時間が 1/2 未満	義務なし

※無期、又は契約期間1年以上の場合。
契約期間6か月以上1年未満の場合は義務なし。

健康診断Q&A

Q：一般健康診断の費用は誰が負担するの？

A：健康診断の実施は事業主の義務ですので、**事業主が負担します。**

また、健康受診に要した時間に対する賃金は、事業主が支払うことが望ましいとされています。

Q：協会けんぽから「生活習慣病予防健診(健診)のお知らせ」が届きました。一般健康診断とは違うのでしょうか？

A：健診は協会けんぽの被保険者で年齢が35歳～74歳の方を対象とした健康診断です。

実施項目は一般健康診断で義務とする項目を含んでおりますので、協会けんぽの健診を受けることで一般健康診断の代わりとすることができます。

要注意！ 健診対象外の35歳未満もしくは75歳以上でも一般健康診断は受診させる(する)義務がありますのでご注意ください。
なお、75歳になりますと後期高齢者となり健診の対象外になります。74歳のうちに受診するようにしましょう。

Q：一般健康診断の受診を拒否する従業員がいます。どうすればいいですか？

A：一般健康診断の受診は労働者の義務です。

事業主は受診命令に従わない労働者に対してペナルティを科すこともできます。

★★★ 健康診断実施は、従業員の健康や安全を担保するだけではありません。昨今、重要視されている『健康経営』にもつながります。企業イメージや信頼の獲得、従業員が健康でいきいきと働くことが会社の成長にも大きくプラスになります。

また、コロナ禍において人との関わり方や社会の変化に伴い、従業員の負担や悩みは肉体的なものに限られません。従業員の健康管理には、身体面と精神面のフォローが必要といえるでしょう。★★★



V.インボイス制度 令和5年10月1日～開始(適格請求書等保存方式)

① 令和3年10月1日～登録申請受付開始(適格請求書に記載する番号の発行手続)

- ◇ 対象者:全課税事業者
- ◇ 提出期限:令和5年3月31日



仕入税額控除にするには…

登録番号を必ず記載



【課税事業者】①の手続きをし、登録番号を発行する。

【免税事業者】課税事業者へ切替をし、①の手続きをする。

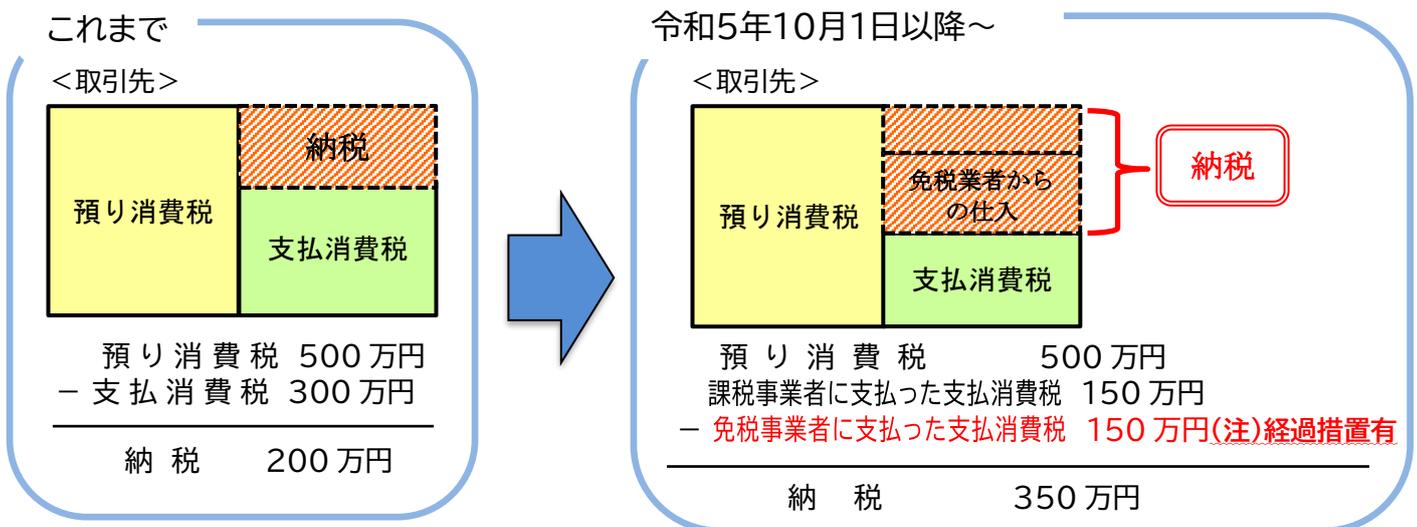
Q. 免税事業者はどうすれば良いか？

⇒ 上記①の手続きが行えるのは、課税事業者のみとなるため、課税事業者へ切替をします。

デメリット 今まで預り消費税は納税する必要がなく、自身の収入となっていました。課税事業者になれば、消費税を納めることとなります。

▶ ①の手続きをしない = 免税事業者のままの場合

デメリット 今まで仕入や外注を免税事業者にしていた場合、免税事業者から発行される請求書は、適格請求書ではない(番号が記載されていない)ため、消費税の控除額に該当とならず、取引先は消費税の納税額が増えてしまい、免税事業者との取引を見直し始める可能性が考えられます。



◆ 課税事業者であっても、①の手続きをしなければ、請求書に適格請求書番号を記載できないため、**必ず手続きが必要です。**

(注) 免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられています。

お気軽にお問合わせください！

社会保険労務士法人・行政書士 やまもと事務所

〒277-0832 千葉県柏市北柏三丁目5番地5-101

TEL 04-7160-3235

<https://www.office-yama.jp>

info@office-yama.jp

